

北海道告示第11420号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

令和5年10月18日

北海道知事 鈴木 直道

1 講習地及び会場、実施年月日及び講習区分

講習地及び会場		実施年月日	講習区分
札幌市	北海道自治労会館	令和6年1月9日	警報設備
		令和6年1月10日	消火設備 避難設備・消火器
		令和6年1月11日	消火設備 避難設備・消火器
		令和6年1月12日	警報設備
		令和6年3月5日	警報設備
		令和6年3月6日	特殊消防用設備等 避難設備・消火器
		令和6年3月7日	消火設備 避難設備・消火器
		令和6年3月8日	警報設備
室蘭市	室蘭市市民会館	令和6年1月18日	避難設備・消火器
		令和6年1月19日	消火設備 警報設備
釧路市	道東経済センタービル	令和6年1月25日	警報設備
		令和6年1月26日	消火設備 避難設備・消火器
北見市	北見市民会館	令和6年2月1日	警報設備
		令和6年2月2日	消火設備 避難設備・消火器
苫小牧市	苫小牧市民会館	令和6年2月8日	避難設備・消火器
		令和6年2月9日	消火設備 警報設備
旭川市	旭川市勤労者福祉会館	令和6年2月15日	警報設備
		令和6年2月16日	消火設備 避難設備・消火器
帯広市	とがちプラザ	令和6年2月21日	警報設備
		令和6年2月22日	消火設備 避難設備・消火器
函館市	函館市民会館	令和6年2月29日	警報設備
		令和6年3月1日	消火設備 避難設備・消火器

2 講習時間割

9時	受付開始
9時20分	オリエンテーション
9時30分から12時まで	法令（2時間30分）
13時から17時まで	技術（4時間）
17時から17時30分まで	効果測定

3 講習対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後最初の4月1日から2年以内の者で、この講習を受けていないもの
- (2) 前回受講した日以後最初の4月1日から5年以内に、この講習を受けていない者
- (3) 上記(1)又は(2)の受講期間を経過している者
注1：受講期間を経過すると消防法違反点数（5点）加算、違反点数20点で免状返納となること。
注2：消防設備士免状を取得している者で現在業務上使用していないものでも、この講習を受けなければならないこと。

4 講習の区分

講習区分	免状の種類
特殊消防用設備等	： 甲種特類
消火設備	： 甲・乙 第1・2・3類
警報設備	： 甲・乙 第4類 乙 第7類
避難設備・消火器	： 甲・乙 第5類 乙 第6類

5 受講申請書の受付期間

令和5年11月13日(月)から同年12月5日(火)まで

6 受講手数料

講習区分ごとに7,000円（北海道収入証紙によること。）

7 受講申請書の提出先

郵便番号060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1-4 大樹生命札幌共同ビル3階
一般社団法人 北海道消防設備協会（電話番号 011 - 205 - 5951）

8 受講申請書備え先

各消防本部(署)、北海道総務部危機対策局危機対策課、各(総合)振興局地域創生部危機対策室
及び一般社団法人北海道消防設備協会